

ISMAP-LIU

## クラウドサービス申請の手引き

令和 7 年 4 月 1 日

ISMAP 運用支援機関

## 改定履歴

| 日付               | 内容                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
|------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 令和 4 年 11 月 1 日  | 初版                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                      |
| 令和 5 年 8 月 31 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・令和 5 年 7 月 3 日に制度規程等を改定したことに伴う修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>－「1. 手引きについて」</li> <li>－「図 3 本申請の流れ」</li> <li>－「5.1. 内部統制の整備・運用と言明書の作成」</li> <li>－「5.3. 監査の依頼と実施結果報告書の受領」</li> <li>－「5.4. 本申請」</li> <li>－「5.6. 本申請の審査」</li> <li>－「5.7. 本申請の通知」</li> </ul> </li> <li>・ISMAP クラウドサービス登録申請の手引き 別紙 1 発見事項への対応のためのガイドについての追記 <ul style="list-style-type: none"> <li>－「5.4. 本申請」</li> <li>－「5.6. 本申請の審査」</li> <li>－「5.7. 本申請の通知」</li> </ul> </li> <li>・「6.4. 本申請書類の事前相談」に相談内容の例を追記</li> </ul> |
| 令和 5 年 9 月 22 日  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度規程等の改定に伴う修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>－「5.3 監査の依頼と実施結果報告書の受領」</li> </ul> </li> <li>・ISMAP-LIU 電子申請機能追加に伴う別紙 2 に関する修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>－「1.手引きについて」</li> <li>－「4.1.事前申請書様式類の入手」</li> <li>－「4.2.事前申請書類の提出手続」</li> <li>－「6.1.本申請書様式類の入手」</li> <li>－「6.2.本申請書類の提出手続」</li> <li>－「7.1.事前申請書」</li> </ul> </li> <li>・別紙 2 【ISMAP-LIU】 ISMAP ポータルサイト申請マニュアルの削除</li> </ul>                                                                                           |
| 令和 6 年 3 月 1 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度規程等の改定に伴う修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>－「7.1.事前申請書」</li> </ul> </li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 令和 7 年 1 月 1 4 日 | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度規程の改定に伴う修正 <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 5.4. 本申請</li> </ul> </li> <li>・表中「(13) ISMAP-LIU 登録サービスを利用中の政府機関等の数」の削除</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |
| 令和 7 年 4 月 1 日   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・制度規程等の改定に伴う修正</li> </ul>                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                                        |

## 目次

|                                       |    |
|---------------------------------------|----|
| 1. 手引きについて .....                      | 1  |
| 2. クラウドサービス登録の流れ.....                 | 1  |
| 2.1. 内部統制の整備・運用と言明書の作成.....           | 2  |
| 2.2. 内部監査の実施と内部監査結果に係る報告書の作成.....     | 2  |
| 2.3. 監査の依頼と実施結果報告書の受領 .....           | 2  |
| 2.4. クラウドサービス登録申請 .....               | 3  |
| 2.5. クラウドサービス登録申請の受理 .....            | 4  |
| 2.6. クラウドサービス登録申請の審査 .....            | 4  |
| 2.7. クラウドサービス登録申請の通知 .....            | 4  |
| 3. クラウドサービス登録申請の手續に係る補足説明 .....       | 5  |
| 3.1. クラウドサービス登録申請書様式類の入手 .....        | 5  |
| 3.2. クラウドサービス登録申請書類の提出手續 .....        | 5  |
| 3.3. クラウドサービス登録申請書類の原本等の取扱いについて ..... | 5  |
| 3.4. クラウドサービス登録申請書類の事前相談 .....        | 5  |
| 4. クラウドサービス登録申請書類の書き方 .....           | 6  |
| 4.1. 内部監査結果に係る報告書.....                | 8  |
| 4.2. 想定利用業務及び取扱情報に係る届出書 .....         | 11 |
| 別紙 1 ISMAP-LIU 申請書類一覧兼チェックリスト.....    | 12 |

## 1. 手引きについて

本手引きは、政府情報システムのためのセキュリティ評価制度（以下、「ISMAP」という。）のうち、リスクの小さな業務・情報の処理に用いる SaaS サービスを対象とした仕組み（以下、「ISMAP-LIU」という。）に基づき、クラウドサービス事業者である申請者がクラウドサービスの申請等を行うに当たっての手続方法や申請書類の記載内容を説明したものである。

申請者がクラウドサービスの申請等を行うにあたっての ISMAP ポータルサイトの操作方法については、ISMAP ポータルサイトトップページの「操作マニュアル」より「ISMAP ポータルサイト利用マニュアル（クラウドサービス事業者編）」を参照のこと。

主な読者は ISMAP-LIU の申請者、政府機関等および ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関である。なお、更新申請においてもこの手引きを準用する。

ISMAP ポータルサイト：

URL：<https://www.ismap.go.jp>

ISMAP の制度規程やクラウドサービスの登録要件等：

URL：[https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010007](https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010007)

### 【制度規程等の改定に係る補足説明】

本手引きは、令和 5 年 7 月 3 日に改定した制度規程等のうち、令和 5 年 10 月 2 日から施行する部分を含んでいる。令和 5 年 10 月 2 日から施行する部分については、令和 5 年 10 月 2 日以降のクラウドサービス登録申請について適用する。

## 2. クラウドサービス登録の流れ

申請者は、クラウドサービス登録の申請に先立ち、ISMAP 管理基準に従い情報セキュリティの内部統制の整備・運用を行い、説明書(添付書類を含む)を作成する。申請者は、内部監査を実施し、内部監査に係る報告書(添付書類を含む)を作成する。申請者は、内部監査を実施した上で、ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関から監査を受け、経営者確認書を監査機関に提出し、監査機関から実施結果報告書(添付書類を含む)を入手する。その上で、登録申請書を作成し、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 4.1 に記載の必要書類を添付の上、ISMAP 運用支援機関に提出する。

以下に図で示し、作成する文書と則るべき規則、基準について手順に沿って説明する。

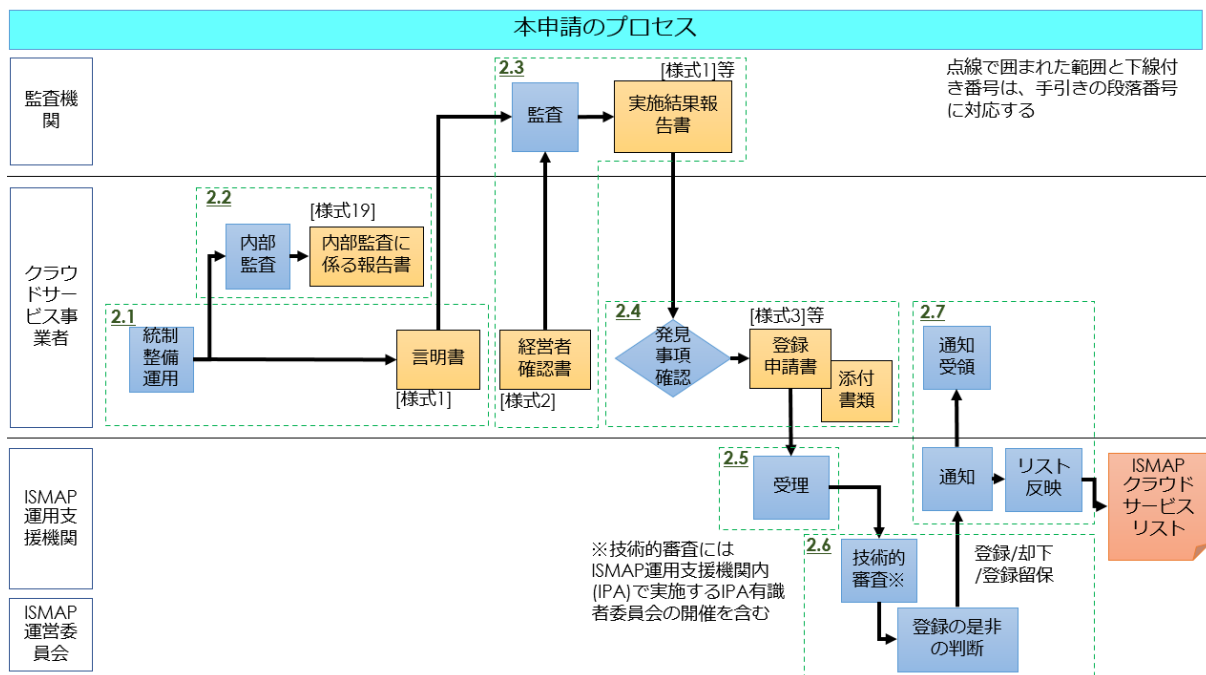


図 1 クラウドサービス登録申請の流れ

## 2.1. 内部統制の整備・運用と言明書の作成

申請者は、自身のサービス内容及びセキュリティリスク分析に基づいた統制目標の策定と管理策の整備・運用を行い、ISMAP 管理基準に従い、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則様式 1(別添 1, 2 を含む)を使用して言明書を作成する。

言明書の作成に当たっては、ISMAP 管理基準マニュアルや ISMAP ポータルサイトの FAQ の内容も確認し、作成する。言明書を作成する際は、言明の対象とするクラウドサービスに関するリスクアセスメントの結果に応じて、合理的な適用が不可能な統制目標を除く全ての統制目標を選択する。また、選択した統制目標を実現するために必要な詳細管理策を選択する(詳細は ISMAP ポータルサイトの FAQ の「KB0010527」を参照)。

## 2.2. 内部監査の実施と内部監査結果に係る報告書の作成

申請者は、言明の対象となるクラウドサービスに関する内部監査を実施し、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則様式 19(別紙を含む)を使用して内部監査結果に係る報告書を作成する。なお、申請者が実施する内部監査は、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 別紙 2 に定める内部監査に求める要件を満たすものでなければならない。

## 2.3. 監査の依頼と実施結果報告書の受領

申請者は、ISMAP 監査機関リストに登録された監査機関に、2.1 で作成した言明書を添え、監査を依頼する。なお、監査の契約に当たっては、ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドライン 4.1 に基づき契約が結ばれる。申請者がクラウドサービスの登録の更新のために監査を依頼する際は、前回の監査対象期間後の全ての個別管理策の変更について、業務開始時点までに監査機関へ伝達を行うこと。監査機関への伝達が行われず、監査が網羅的に行われなかったことが審査時に判明した場合には、追加的な監査の実施等の対応を求める場合がある。

依頼を受けた監査機関は、情報セキュリティ監査基準、ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドライン及び ISMAP 標準監査手続に従い監査を実施する。

監査開始後、申請者は ISMAP 管理基準に従い、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則様式 2 を用いて経営者確認書を作成し、監査機関に提出する。

監査機関は、経営者確認書の受領を確認し、ISMAP 情報セキュリティ監査ガイドライン様式 1 を踏まえた実施結果報告書(別添 1、2 を含む)を作成し申請者に提出する。監査機関は、提出した実施結果報告書の内容について申請者から問い合わせがあった場合、申請者が十分に理解できるように説明を行う。申請者は、受領した文書の電子コピーを、登録申請時に ISMAP 運用支援機関に提出する。

なお、監査機関と申請者との間の監査契約に関する資料等については、登録申請時に提出を求めるものではない。

## 2.4. クラウドサービス登録申請

申請者は、受領した実施結果報告書の発見事項の有無を確認する。発見事項が存在する場合、申請者は、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 6.1(4)に基づき、実施結果報告書の日付から 2 カ月以内に改善する計画を立て、「ISMAP クラウドサービス登録申請の手引き 別紙 1 発見事項への対応のためのガイド」の 3.4 を参考に ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則様式 3 別添 6 の改善計画書を作成する。

申請者は、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 3.4 の事項を様式 3 別添 2～5、7 に記載し書類を準備する。申請者が外国会社<sup>1</sup>で日本での登記を行っておらず法人番号を所持していない場合は、代わりとなる事業者の存在を証明する文書を用意する必要がある（ISMAP クラウドサービス登録申請の手引き 4.6 を参照）。事業者の存在を証明する文書等から事業者の住所等が確認できない場合には、別途登録申請の記載事項を証明する文書が求められる。

申請者は、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 3.8 および 7.5 に記載の内容が、登録時に公開されることを前提に申請書類を作成する。登録申請に必要な書類が準備できているかは、「別紙 1 ISMAP-LIU 申請書類一覧兼チェックリスト」で確認できる。

申請者は、登録申請入力時に誓約を求められるため、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 3.5 の事項を確認しておく。

以下に、参考として ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 7.5 に記載の ISMAP-LIU クラウドサービスリストに記載される項目が、申請書類等のどの情報から作成されるかを記載する。

| ISMAP-LIU クラウドサービスリストの掲載項目<br>(ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 7.5 の項目) | 情報が掲載される申請書類等の項目             |
|----------------------------------------------------------------|------------------------------|
| (1) クラウドサービスの名称                                                | 様式 3 登録申請書に記載された情報           |
| (2) 当該クラウドサービスのホームページの URL                                     | 様式 3 登録申請書に記載された情報           |
| (3) クラウドサービス事業者の名称及び所在地                                        | 様式 3 登録申請書に記載された情報           |
| (4) 登録日                                                        | (ISMAP-LIU クラウドサービスリストへの登録日) |

<sup>1</sup> 本申請の対象のクラウドサービスの提供元が外国会社である場合、仮にその外国会社の日本法人が存在したとしても日本法人を申請者とすることはできない。

|                             |                                                  |
|-----------------------------|--------------------------------------------------|
| (5) 登録の有効期限                 | (監査対象期間の末日の翌日から1年4ヶ月後)                           |
| (6) 言明の対象範囲                 | 様式1 言明書の「1.(2)対象範囲」                              |
| (7) 基本言明要件のうち実施している統制目標の管理策 | 様式1 言明書の「1.(4)対象管理策とクラウドサービス事業者の統制内容」に記載の当該項目の情報 |
| (8) 監査対象期間                  | 様式1 言明書の「1.(5)対象期間」                              |
| (9) 後発事象                    | 様式1 言明書の「2.後発事象」                                 |
| (10) 改善計画書の有無               | 様式3 登録申請書に記載された情報                                |
| (11) 3.4(1)から(5)において提供する情報  | 様式3 別添2～5、7及び、別添資料                               |
| (12) クラウドサービスの登録に係る特記事項     | -                                                |

## 2.5. クラウドサービス登録申請の受理

申請者は、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則第 5.6(1)に基づき、ISMAP 運用支援機関から問合せ又は追加の資料提出の要請を受けた場合は、1 カ月以内に対応する。

登録申請書は、申請文書の不明点が解消された段階で受理される。

## 2.6. クラウドサービス登録申請の審査

申請者は、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 6.2 に基づき、ISMAP 運用支援機関から追加の情報提供を求められた場合は、原則として2週間以内に十分な回答を行う。

監査機関は、ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 6.2 に基づき、ISMAP 運用支援機関から自らが作成した実施結果報告書の記載事項について説明を求められた場合は、対応する。

申請者は、実施結果報告書において発見事項が発見されている場合、ISMAP 運用支援機関の求めに応じ、発見事項に関するヒアリングに対応する。詳細は、「ISMAP クラウドサービス登録申請の手引き 別紙1 発見事項への対応のためのガイド」2.2⑦を参照。

ISMAP 運営委員会は、ISMAP 運用支援機関からの報告内容等を踏まえて審査を実施した結果、登録することが適切と判断される場合は登録を認め、不適切と判断される場合には申請を却下する。なお、ISMAP 運営委員会は、ISMAP 運営規則 2.4.2 に基づき、ISMAP 運用支援機関が行った審査において特段の懸念事項がない申請については、登録の決定を ISMAP 運営委員会委員長へ一任することができる。<sup>2</sup>

ISMAP 運営委員会は、ISMAP 運用支援機関からの報告内容等を踏まえて審査を実施した結果、発見事項が軽微であることが確認できない場合は、登録の是非の判断を留保する。詳細は、「ISMAP クラウドサービス登録申請の手引き 別紙1 発見事項への対応のためのガイド」2.2⑩を参照。

## 2.7. クラウドサービス登録申請の通知

ISMAP 運営委員会が登録の決定を行ったクラウドサービスは、ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録され、Web サイトを通じて公開され、申請者は、ISMAP 運用支援機関から登録の通知を受ける。

ISMAP 運営委員会が却下の決定を行ったクラウドサービスの申請者は、ISMAP 運用支援機関から却下

<sup>2</sup> 審査において特段の懸念事項がない申請については、登録の決定を ISMAP 運営委員会委員長へ一任することにより、登録申請書の受理から最短2ヶ月で ISMAP-LIU クラウドサービスリストに登録される。ただし、そのためには申請者には ISMAP 運用支援機関に指摘された書類の不備を早期に解消する等の取り組みが求められる。

の通知を受ける。

ISMAP 運営委員会が登録の是非の判断を保留したクラウドサービスの申請者は、ISMAP 運用支援機関から登録留保の通知を受ける。なお、通知を受けた後の手続の詳細は、「ISMAP クラウドサービス登録申請の手引き 別紙 1 発見事項への対応のためのガイド」4.1 を参照。

### 3. クラウドサービス登録申請の手続に係る補足説明

#### 3.1. クラウドサービス登録申請書様式類の入手

クラウドサービスの登録申請に使用する様式類は、ISMAP ポータルサイトの「制度規程等」よりダウンロードできる。

URL :

[https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010007](https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010007)

#### 3.2. クラウドサービス登録申請書類の提出手続

申請者は、以下の手順で登録申請書類の提出手続を行う。

- (1) 申請者は、2.1、2.2、2.3、2.4 で用意した書類をもとに、提出する書類について「別紙 1 ISMAP-LIU 申請書類一覧兼チェックリスト.xlsx」のチェック欄に“○”を記載する。  
(PDF と excel が必要な書類もある、また、コピー可の PDF を求める書類もあるので、チェックリストの提出形式や備考欄をよく確認する。添付書類の暗号化やパスワード設定は不可とする。)
- (2) 申請者は、ISMAP ポータルサイトにログインし、お問い合わせのフォームよりクラウドサービスの登録申請を行う。申請の入力作業時に、用意した登録申請の書類を添付し提出する。  
登録申請時のポータルサイトの操作方法については、「ISMAP ポータルサイト利用マニュアル（クラウドサービス事業者編）」（2.3.2 クラウドサービス登録申請（LIU））を参照のこと。

#### 3.3. クラウドサービス登録申請書類の原本等の取扱いについて

申請者は、提出書類の原本について、5 年間保管する。また、申請者が作成する申請書類のうち、記名された書類(言明書、内部監査に係る報告書、経営者確認書、登録申請書)については、社内規則に則り記名者の承認を受けたことが明確であるようにしておく。

申請者は、ISMAP 運用支援機関から原本や承認の証跡の提出を依頼されたら、応じなければならない。

#### 3.4. クラウドサービス登録申請書類の事前相談

申請者は申請前に用意した文書の記載内容について事前相談することができる。

事前相談に当たっては、ISMAP ポータルサイトへのログインが求められる。

事前相談を希望する申請者は、必要に応じ申請書類案を用意し、ISMAP ポータルサイトにログインの上、お問い合わせのフォームに必要事項を入力する。

お問い合わせフォームの「お問い合わせ種類」については、「ISMAP-LIU 事前相談」を選ぶ。

相談したい内容は、具体的に記載する。記載先はお問い合わせフォームの「お問い合わせ内容」に直接記載しても、別紙に記載し添付しても良い。

相談内容の例：

- ・ 手引きや基準規則に則り作成したつもりだが、認識間違いが無いかを確認してほしい
- ・ 統制目標や原則として実施すべき詳細管理策（末尾に B が付された詳細管理策）の一部について合理的な適用が不可能であるため、除外理由（詳細管理策については非採用理由）を記載したが、記載に不備がないか確認してほしい
- ・ 利用している他のクラウドサービスについて言明書に記載したが、記載に不備がないか確認してほしい
- ・ 手引きには代表者欄の役職の例として代表取締役社長と書いてあるが、この申請は〇〇に権限が付与されているため〇〇の記名としたいが、問題ないか？
- ・ 監査において発見事項があったが、改善計画書の記載に不備がないか確認してほしい

申請書類案は、問い合わせに添付する。（アップロード先でウイルスチェックを行うため、暗号化は不可とする。）

なお、ISMAP 運用支援機関は申請者へのコンサルティングサービスの提供が禁止されていることから、事前相談への回答は以下の範囲に限られる。

- ・ この手引きの記載に不明確な点があった場合、それについての質問に回答する
- ・ 申請書類案の記載が基準規則やこの手引きに沿っているかを確認し、沿っていない記載について修正を促す

また、ISMAP 運用支援機関が実施する「2.5 クラウドサービス登録申請の受理」以降の業務と事前相談とは独立して実施され、事前相談におけるやり取りの内容やそこで受領した書類は、登録申請の受理以降の手続きにおいて、考慮されない。

#### 4. クラウドサービス登録申請書類の書き方

ISMAP-LIU の申請書類の書き方を示す。なお、以下の ISMAP-LIU の申請書類については、ISMAP の申請書類又は情報入力と内容がほぼ同じであるため、ISMAP クラウドサービス登録申請の手引きを確認すること。

URL：

[https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb\\_article\\_view&sysparm\\_article=KB0010010](https://www.ismap.go.jp/csm?id=kb_article_view&sysparm_article=KB0010010)

| ISMAP-LIU の申請書類                                 | ISMAP クラウドサービス登録申請の手引きの参照先              |
|-------------------------------------------------|-----------------------------------------|
| 様式 1 言明書(別添 2 を含む)                              | 4.1. 言明書                                |
| 様式 2 経営者確認書                                     | 4.2. 経営者確認書                             |
| 様式 3 登録申請書                                      | 4.6. クラウドサービス登録申請書情報入力、および誓約事項の確認       |
| 様式 3 別添 1 誓約書                                   | 4.6. クラウドサービス登録申請書情報入力、および誓約事項の確認       |
| 様式 3 別添 2～5、7 ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 3.4 に定める情報 | 4.5. ISMAP クラウドサービス登録規則の 3.4 に関する情報について |
| 様式 3 別添 6 改善計画書                                 | 4.4. 改善計画書                              |

|                                     |                         |
|-------------------------------------|-------------------------|
| 様式 1 実施結果報告書(別添 1・2 を含む)            | 4.3. 実施結果報告書            |
| 様式 8 重大な統制変更等届出書                    | 4.7. 重大な統制変更の届出書        |
| 様式 9 ISMAP-LIU クラウドサービスリスト掲載事項変更届出書 | 4.8. 登録サービスリスト掲載事項変更届出書 |

4.1. 内部監査結果に係る報告書

内部監査結果に係る報告書別紙の書き方については、同別紙内の記載例シートを参照する。内部監査結果に係る報告書別紙は、内部監査の具体的な結果を記載する必要があるため、内部監査の責任者又は担当者が作成する必要がある点に注意する。

◆様式 19：内部監査結果に係る報告書

ISMAP 運営委員会 宛

内部監査に係る報告書

1

202X 年 X 月 XX 日

2

申請事業者名：XX クラウドサービス株式会社  
申請者住所：〒113-65XX  
東京都文京区本駒込  
X 丁目 XX 番 XX 号  
代表者職名：代表取締役社長  
代表者名：〇〇 〇〇

3

1. 対象クラウドサービス名称  
XX サービス（言明対象サービスを記載）

4

2. 内部監査体制  
【責任者について】  
責任者の所属部署/役職：〇〇部部長  
責任者の監査に関する資格、経験等  
＜資格＞  
・公認情報システム監査人（CISA）を 20XX 年〇月取得  
＜経験＞  
・20XX 年〇月 〇〇社における内部監査において、サブリーダーを務める  
・20XX 年〇月 〇〇社における内部監査において、品質管理者を務める  
  
【責任者以外の概要】  
（責任者を除く、内部監査担当者の所属及び人数を記載）

①内部監査に係る報告書の作成日を記載する。

②事業者の名称と住所を記載し、また、代表者として、対象としたクラウドサービスの情報セキュリティに関するガバナンスの最終責任を負う者（例えば、CISO、経営陣）の役職と氏名を記載する。

③言明対象かつ実施した内部監査の対象となるクラウドサービスの名称を記載する。

④  
【責任者について】  
実施した内部監査の責任者の情報を記載する。  
  
【責任者以外の概要】  
実施した内部監査の担当者の所属及び人数を記載する。

### 3. 内部監査における重要事項

- 5 内部監査人が、内部監査に際し重要な事項と判断した統制の重大な変更及び監査領域・項目は以下のとおりである。
- 【統制の重大な変更】
- ・管理策番号 x. x. x について、前年度の外部監査にて発見事項が識別されたため、統制内容やコントロールオーナーの大幅な変更が生じた。
- 【監査領域・項目】
- ・前年度の外部監査にて発見事項が識別された管理策番号 y. y. y
  - ・前年度の内部監査にて発見事項が識別された管理策番号 z. z. z
  - ・全社的なサイバーセキュリティの施策において重視されている、ネットワーク関連の領域
- (内部監査の計画策定や実施段階で内部監査人が重要な事項と判断して監査手続を実施した重大な統制の変更や、領域・項目を記載する。)

### 4. 内部監査の対象とした統制目標

- 6 別紙のとおり

### 5. 内部監査対象期間

- 7 2021 年 4 月 1 日～2021 年 12 月 31 日  
(内部監査の対象期間を記載)

### 6. 内部監査実施期間

- 8 2022 年 1 月 1 日～2022 年 3 月 31 日  
(内部監査の実施期間を記載。実施期間末日が内部監査結果報告日と一致すること。)

### 7. 内部監査の実施方法

- 9 以下の手続により内部監査を実施した。
- ・コントロールセルフアセスメントの結果の閲覧と質問、内部監査人による一部のサンプルに対する再テストの実施
  - ・内部監査人自らのウォークスルーの実施による整備状況評価と独自のサンプルテストによる運用状況評価の実施
  - ・他のマネジメントシステムにおける内部監査の実施と、その結果を用いた ISMAP 詳細管理策への適合性の検証と内部監査人による一部の管理策に対する独自のサンプルテストの実施の組み合わせ
- (どのような監査手続を用いたのかを記載する。上記は例示である。)

⑤内部監査の計画策定や実施段階で内部監査人が重要な事項と判断して監査手続を実施した重大な統制の変更や、領域・項目を記載する。

⑥内部監査の対象とした統制目標を「様式 19 内部監査結果に係る報告書 別紙」に記載し、当報告書上は「別紙のとおり」と記載する。なお、前回の内部監査又は外部監査において管理策基準の発見事項が存在した場合、発見事項に係る統制目標を今回の内部監査の対象にしなければならない点に注意する。

⑦内部監査の対象期間を記載する。

⑧内部監査の実施期間を記載する。実施期間末日と内部監査結果報告日が一致するように記載する。なお、内部監査は、言明書に記載の監査対象期間の末日前 1 年以内に実施しなければならない点に注意する。

⑨内部監査に用いた監査手続を記載する。

8. 内部監査の実施内容  
10 別紙のとおり

9. 内部監査の結果の概要  
11 内部監査の結果、XX 件の発見事項が識別された。当内部監査対象期間中に改善済ものは XX 件、未改善のものは XX 件である。なお、詳細は別紙のとおりである。

⑩内部監査の実施内容を「様式 19 内部監査結果に係る報告書 別紙」に記載し、当報告書上は「別紙のとおり」と記載する。なお、内部監査を実施する際や内部監査の実施内容を別紙に記載する際は、「ISMAP-LIU クラウドサービス登録規則 別紙 2」に定める内部監査に求める要件を参照し、別紙に記載した内容が要件を満たすものでなければならぬ点に注意する。

⑪内部監査で識別された発見事項の件数とそのうち内部監査対象期間中に改善済みとなったものと未改善のものの件数を記載する。

4.2. 想定利用業務及び取扱情報に係る届出書

◆様式 20：想定利用業務及び取扱情報に係る届出書

【参考】様式20 想定利用業務及び取扱情報に係る届出書記載例

作成日1

2

3

4

5

6

7

8

「対象業務の例」への該当有無

総合的な影響度（「影響度（詳細）」による各情報の影響度の評価結果を踏まえること）

影響度（詳細）

※記入行が不足する場合は、同じスタイルの行を必要なだけ追加してご記入ください。

| 主体 | 業務種別 | 業務内容 | 業務内容の概要 | 業務で取り扱う情報 | 影響度 | 評価における考え方 |
|----|------|------|---------|-----------|-----|-----------|
|    |      |      |         |           |     |           |
|    |      |      |         |           |     |           |
|    |      |      |         |           |     |           |
|    |      |      |         |           |     |           |

備考（特定の情報において影響度が「中位」または「高位」との判断になる蓋然性が高いと考えるが、総合的な業務・情報の影響度評価の結果を「低位」とし得る考え方がある場合は、その考え方を記載）

- ①想定利用業務及び取扱情報に係る届出書の作成日を記載する。
- ②言明対象かつ実施した内部監査の対象となるクラウドサービスの名称を記載する。
- ③事業者名を記載する
- ④「ISMAP-LIU における業務・情報の影響度評価ガイダンス」 「3.1. 業務の特定」にて特定した業務を記載
- ⑤「ISMAP-LIU における業務・情報の影響度評価ガイダンス」 「3.1. 業務の特定」にて特定した業務がどの対象業務一覧に該当のかをチェックする。
- ⑥「ISMAP-LIU における業務・情報の影響度評価ガイダンス」 「3.6. 総合的な業務・情報の影響度評価の実施」を参照に総合的な影響度を記載する。
- ⑦「ISMAP-LIU における業務・情報の影響度評価ガイダンス」 「3.3. 業務・情報の列挙」や「3.5. 業務・情報の影響度評価の実施」を参照し、言明対象のサービスにおいて CSC によってどのように利用されるのか、どのような情報が取り扱われるのか想定される業務・情報の列挙し、その影響度や評価における考え方を記載する。
- ⑧⑦の内容から中位や高位の項目が存在するものの、総合的に低位と評価した場合、低位とし得る考え方がある場合はその考え方を記載する。

別紙 1 ISMAP-LIU 申請書類一覧兼チェックリスト